

諮問第93号の答申
作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第93号による作物統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年6月30日付け28統計第536号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査対象の範囲の変更

本申請では、これまで「特定作物統計調査」^(注1)（一般統計調査）において調査していたそば及びなたねについて、本調査の調査対象作物として追加する計画である。

(注1) 「諮問第279号の答申 作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」（平成14年3月8日付け統審議第2号）において、作物統計調査の調査体系の整備を行う中で、「これまで作物統計調査の調査対象品目であった小豆、いんげん等6品目については、別途統計報告の徴集として生産等の実態の把握を行うこと」とされたことを受け、そば及びなたねを含むこれらの作物の作付面積及び収穫量に関する実態を明らかにするために、平成14年度から毎年実施している調査である。

これについては、以下のとおり、本調査の調査対象作物の選定基準を踏まえたものであること、また、農林水産省が実施する経営所得安定対策^(注2)の対象作物とされ、国民の食生活上特に重要な作物であることを踏まえ、調査対象に追加するものであることから、適当である。

- ① 本調査の調査対象作物には、原則として、食料・農業・農村基本計画^(注3)（以下「基本計画」という。）において生産努力目標が定められている作物を選定することとしており、そば及びなたねについては、平成22年3月に閣議決定された基本計画に続き、27年3月に閣議決定された現行の基本計画においても生産努力目標が設定されたこと。
- ② そば及びなたねについては、近年、生産拡大が図られる^(注4)とともに、食料自給率の向上に寄与する作物として経営所得安定対策の対象作物として位置付けられており、基幹統計調査である本調査において調査を行うべき重要な作

物と認められること。

- (注2) 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対する交付金など、農業者の経営安定に資するための施策をいう。
- (注3) 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条の規定に基づき、食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針等を定めた基本計画を策定することとされている。基本計画は、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針等を定めたものであり、情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- (注4) そばの作付面積は、平成21年産の4万5400haから平成27年産の5万8200haへと1万ha以上、なたねの作付面積は平成11年産の607haから平成27年産の1,630haへと1,000ha以上増加しており、それに伴い、そば及びなたねの収穫量も増加している。

イ 全国調査の調査周期の変更

作付面積調査及び収穫量調査については、作物ごとに、原則、毎年又は3年周期（永年性作物^(注1)）である果樹及び茶の収穫量調査は5年周期）で全国調査を実施し、その中間年は主産県調査^(注2)）を実施して、それに基づき全国値を推定している。

本申請では、全国調査の調査周期について、図1のとおり、作付面積調査については、陸稲、かんしょ及び飼料作物を毎年から3年周期に、果樹及び茶を毎年から6年周期に変更するとともに、収穫量調査については、一部の作物^(注3)）を除き、原則、6年周期に変更し、中間年においては主産県調査を実施する計画である。

- (注1) りんご、なし等の果樹や茶など果実や葉を収穫の対象とし、一度植付けたら長年にわたって収穫できる作物、又は数年間にわたって植替えの必要がない作物をいう。
- (注2) 作付面積が大きい都道府県から順に並べて、全国の作付総面積の80パーセントを占めるまでの上位都道府県を対象として選定し実施する調査をいう。作物の種類によって、全国の作付総面積に占める主産県の作付総面積のシェアは多少異なる。
- (注3) 利活用上、毎年の全国調査が必要な経営所得安定対策の対象作物（麦類、大豆、そば及びなたね）については、引き続き毎年全国調査を実施することとしている。

図1 作物統計調査における全国調査の調査周期の変更について

【現行】全国調査の調査周期				【変更案】全国調査の調査周期			
作物名		作付面積調査	収穫量調査	作物名		作付面積調査	収穫量調査
作物統計	麦類	毎年	毎年	麦類	毎年	毎年	毎年
	大豆						
	陸稲	毎年	毎年	陸稲	3年	6年	6年
	かんしょ						
	飼料作物						
	野菜	3年	3年	野菜	3年	6年	6年
	花き						
	果樹	毎年	5年	果樹	6年	6年	6年
	茶						
	てんさい	※1	※1	てんさい	※1	※1	※1
	さとうきび	※2	※2	さとうきび	※2	※2	※2
			そば	毎年	毎年	毎年	
			なたね				

- ※1 「てんさい」については、毎年、北海道について調査を実施（変更なし）
- ※2 「さとうきび」については、毎年、鹿児島県及び沖縄県について調査を実施（変更なし）

これについては、調査の効率的な実施とともに報告者負担の軽減に資するものであり、また、以下のとおり、統計データの継続性や調査結果の利活用等の観点からも支障ないと考えられることから、適当である。

① 全国調査の調査周期を変更する作物について、野菜や花きと同様に、全国調

査実施年以外は、統計データの継続性の観点から、主産県における直近の全国調査年からの変動率によって全国値を推定（注1）し、当該全国値を公表することとしていること。

② 全国調査の調査周期を変更する作物について、次のとおり、公表値及び推定値に係るシミュレーション結果から、利活用面において支障ないと考えられること。

- i) 過年次の調査結果（公表値）を用いて、上記①の方法により、作付面積調査及び収穫量調査の調査対象県を主産県（従前が主産県調査の場合は全国調査周期の変更）とした場合のシミュレーションを実施（注2）したところ、表1のとおり、公表値と推定値の誤差がおおむね3%以内と小さいこと。
- ii) 上記i)のシミュレーション結果による誤差の最大値を用いて、農業総産出額への影響を試算したところ、関連する産業連関表等の加工統計への影響はみられないこと。

（注1）主産県調査年における全国値の推定方法は、以下のとおりである。

$$\text{当年産の全国値} = \frac{\text{直近の全国調査年の全国値} \times \text{当年産の主産県合計値}}{\text{直近の全国調査年における主産県の合計値}}$$

（注2）全国調査(47都道府県)を主産県調査として実施するに当たって、調査対象となる都道府県数を試算したところ、例えば、陸稲は7県に、かんしょは7県に、茶は12県、みかんは21県、りんごは14県にそれぞれ減少する。

表1 全国調査周期の変更に係るシミュレーション結果の例

陸稲 [現行 作付面積：毎年、収穫量：毎年] [見直し後 作付面積：3年周期、収穫量：6年周期]

	全国調査年			主産県調査年						面積全国調査年			主産県調査年						全国調査年		
	21年産			22年産		23年産		24年産		25年産		26年産		27年産		27年産					
	面積	10a当収量	収穫量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	収穫量			
公表値	3,000	276	8,280	2,890	189	5,460	2,370	220	5,220	2,110	172	3,630	1,720	249	4,290	1,410	257	3,630	1,160	233	2,700
推定値	-	-	-	2,928	188	5,506	2,398	218	5,235	2,110	171	3,609	1,749	253	4,433	1,445	259	3,738	-	-	-
対比(%)	-	-	-	101.3	99.5	100.8	101.2	99.2	100.3	100.0	99.4	99.4	101.7	101.8	103.3	102.5	100.6	103.0	-	-	-

かんしょ [現行 作付面積：毎年、収穫量：3年周期] [見直し後 作付面積：3年周期、収穫量：6年周期]

	全国調査年			主産県調査年						面積全国調査年			主産県調査年						全国調査年		
	20年産			21年産		22年産		23年産		24年産		25年産		26年産		26年産					
	面積	10a当収量	収穫量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	面積	10a当収量	収穫量			
公表値	40,700	2,480	1,011,000	40,500	2,530	1,026,000	39,700	2,180	863,600	38,900	2,280	885,900	38,800	2,260	875,900	38,600	2,440	942,300	38,000	2,330	886,500
推定値	-	-	-	40,772	2,527	1,030,370	40,343	2,160	871,556	38,900	2,310	898,511	38,842	2,294	890,926	38,813	2,476	961,057	-	-	-
対比(%)	-	-	-	100.7	99.9	100.4	101.6	99.1	100.9	100.0	101.3	101.4	100.1	101.5	101.7	100.6	101.5	102.0	-	-	-

みかん [現行 栽培面積：毎年、収穫量：5年周期] [見直し後 栽培面積：6年周期、収穫量：6年周期]

	全国調査年			主産県調査年												全国調査年					
	21年産			22年産			23年産			24年産			25年産			26年産			27年産		
	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量	栽培面積	10a当収量	収穫量
公表値	49,900	2,130	1,003,000	48,900	1,700	786,000	48,000	2,050	928,200	47,200	1,900	846,300	46,300	2,050	895,900	45,400	2,040	874,700	44,600	1,840	777,800
推定値	-	-	-	48,908	1,702	786,251	47,971	2,046	928,760	47,174	1,896	847,030	46,251	2,049	896,473	45,419	2,036	875,905	-	-	-
対比(%)	-	-	-	100.0	100.1	100.0	99.9	99.8	100.1	99.9	99.8	100.1	99.9	99.9	100.1	100.0	99.8	100.1	-	-	-

※過去年次における公表値を用いて、主産県調査化（現行が主産県調査の場合は全国調査周期の変更）した場合の推定値（全国）を試算し、公表値と比較※推定値（全国）は、主産県における直近全国調査年に対する変動率により算出

ウ 報告を求める者の変更

（ア）標本経営体調査における標本設計の変更

本申請では、水稻以外の作物に関する収穫量調査において、本調査に係る統計審議会答申「諮問第315号の答申 作物統計調査の改正について」（平成19年2月9日付け統審議第1号。以下「前回答申」という。）における「今後の

課題」(注1)(標本経営体(注2)に係る標本設計の検討)に対応し、以下のとおり、標本設計の見直しを行う計画である(詳細については、別添1(15～18頁)参照)。

(注1)「諮問第315号の答申 作物統計調査の改正について」(平成19年2月9日付け統審議第1号)(抄)

2 今後の課題

(1) 標本経営体に係る標本設計の検討

今回の調査計画における標本経営体の標本設計については、単収等の誤差情報に係るデータが十分そろっていない段階での設計であるが、実査を通じて、関係団体及び標本経営体から得られた作付面積、自家消費用及び贈答用を含めた収穫量、単収等に係るデータの検証を行い、必要なデータを得て、できるだけ早期に、分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。

(注2) 農林業センサスの結果に基づき整備された母集団情報から無作為に抽出した農業経営体(個人出荷農家等)をいう。なお、本調査は、一部の作物を除き、全ての関係団体を対象とする関係団体調査と層化無作為抽出した農業経営体を対象とする標本経営体調査から成る。

- ① 作物ごとに重要度及び利活用状況を踏まえ、全国ベースの調査精度(作物ごとに2～3%)が確保されるよう、全国収穫量に占める都道府県の累積収穫量シェアに応じて都道府県別に目標精度を設定する。
- ② 関係団体調査は全数調査であるため標本誤差が生じないことを踏まえ、収穫量に占める関係団体シェア分を除いた標本経営体調査分の標準誤差率を算出する。
- ③ 上記①及び②で算出した標準誤差率、これまで実施してきた標本経営体調査における実績有効回答数及び実績精度(結果精度)から、必要有効回答数を算出し、これを実績有効回答率で除すことにより、都道府県ごとの調査対象数を算出する。
- ④ 野菜、果樹等、露地栽培とビニールハウス等による施設栽培において単位収量が大きく異なる作物については、都道府県ごとに作付形態別階層区分(露地、施設等)を設け、当該作物の作付面積に比例して調査対象数を配分する。

これについては、前回答申における「今後の課題」に対応し、過去の調査結果から得られた誤差情報等を踏まえて、目標精度の設定や調査対象数を算出するなど、標本設計を適切に行っているものと考えられることから、適当である。

(イ) 花き調査における標本設計の変更

本申請では、花き調査について、これまで一定規模以上の集出荷団体・集出荷業者及び個人出荷農家等を対象とした有意抽出(注)により調査を実施していたところ、他の調査対象作物と同様、集出荷団体・集出荷業者については全数調査とするとともに、集出荷団体・集出荷業者への未出荷分については、上記(ア)のとおり、無作為抽出した農業経営体を対象とする標本経営体調査による把握に変更する計画である。

これについては、調査の正確性の向上等に資するものであることから、適当である。

(注) 花きにおける作付面積調査及び収穫量調査については、これまで以下の報告者を対象としていた。

- ① 花きを取り扱う集出荷団体等のうち、年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体等
- ② 農林業センサスにおいて花き・花木を販売する農業経営体のうち、年間販売金額が2,000万円以上の関係団体等以外に出荷した個人出荷農家等

なお、上記(ア)及び(イ)による報告者数の状況は、図2のとおり、全体としての報告者負担は従前と同程度であると考えられる。

図2 作物統計調査及び特定作物統計調査における報告者数について

【現行】調査対象数					【変更案】調査対象数								
作物名	関係団体等		標本経営体		作物名	関係団体等		標本経営体					
	作付面積調査	収穫量調査				作付面積調査	収穫量調査						
作物統計	陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼肥料作物、果樹、茶及び野菜	約4,300	約4,100	約64,000	作物統計	陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼肥料作物、そば、なたね、果樹、茶、野菜及び花き	約5,300	約5,100	約69,000				
	花き	約500	約500	約2,100		茶(荒茶工場)	—	約1,300	—				
	茶(荒茶工場)	—	約1,300	—		甘味資源作物	約100	約100	—				
	甘味資源作物	約100	約100	—									
※花きの標本経営体は、個人出荷農家等													
特定作物	豆類、そば、なたね、こんにゃく、いも	約730	約740	約7,500	特定作物	豆類、こんにゃく、いも	約250	約270	約4,100				
	い	3	3	—		い	3	3	—				
作物統計+特定作物				約5,600	約6,700	約73,600	作物統計+特定作物				約5,800	約6,900	約73,100

※そば及びなたねが特定作物統計調査から作物統計調査に移管することから、両調査における報告者数を整理

エ 報告を求める事項の変更

(ア) 麦類の作付面積調査に係る調査事項の変更

本申請では、麦類の作付面積調査において、図3のとおり、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、4麦(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)の青刈り用及びうち飼料用の作付面積の把握を廃止し、子実用^(注1)の作付面積のみの把握に変更する計画である(調査票の現行と変更案については、別添2(19頁)参照)。

(注1) 主に食用に供すること(子実生産)を目的とするもの。

図3 麦類の作付面積調査の変更について

【現行】					【変更案】				
作物名	面積計	子実用	青刈り用		作物名	子実用	飼料用		
			飼料用				飼料用		
小麦	○	○	○	○	小麦	○			
二条大麦	○	○	○	○	二条大麦	○			
六条大麦	○	○	○	○	六条大麦	○			
はだか麦	○	○	○	○	はだか麦	○			
えん麦	○	○	○	○					
らい麦	○		○	○					

これについては、報告者負担の軽減に資するとともに、以下のとおり、利活用等の状況を踏まえたものであることから、おおむね適当である。

- ① えん麦・らい麦については、子実用の生産はごくわずか^(注2)であり、飼料用としての生産も飼料作物全体に占める割合は1%未満となっており、そ

のほとんどが他の農作物生産のための肥料用としての作付けとなっていること。

- ② 4 麦については、そのほとんどが子実用となっているため（注3）、子実用のみを把握することにより、4 麦の作付面積全体をほぼ把握できること。
- ③ 生産努力目標の策定・達成状況の検証等に必要な4 麦の子実用については引き続き把握することとしていること。

（注2）子実用麦類全体の作付面積に占めるえん麦子実用の割合は、0.1パーセント未満（平成27年産調査結果）となっている。

（注3）4 麦計の子実用作付面積に占める割合は、約98パーセント（平成27年産調査結果）となっている。

ただし、えん麦の作付面積のうち緑肥用作付面積については、以下のことから、図4のとおり、把握する必要があることを指摘する（調査票の統計委員会修正案については、別添3（20頁）参照）。

- ① 従前は、えん麦の青刈り用作付面積から飼料用作付面積を差し引いて肥料用作付面積（緑肥用作付面積）の把握が可能であったが、今回の変更により把握できなくなることや、えん麦の緑肥用作付面積に係る情報を代替的に把握可能な行政データがないこと。
- ② えん麦は、小麦に次ぐ作付面積（注4）であり、主に緑肥作物（注5）として栽培されており、連作栽培（注6）による連作障害対策・地力回復効果を目的にえん麦の緑肥用を輪作体系に組み込んでいる地域があることや、環境に配慮した農業推進の観点からも公共財として緑肥用作付面積は必要な情報であること。

図4 麦類の作付面積調査の変更について（統計委員会修正案）

【統計委員会修正案】

作物名	子実用	肥料用
小麦	○	
二条大麦	○	
六条大麦	○	
はだか麦	○	
えん麦		○

※統計委員会修正案のえん麦の「肥料用」に付している「○」は、「緑肥用」に限って把握することを示す。

（注4）平成27年産の作付面積は、小麦が214,600ha、えん麦が53,200 ha、二条大麦が40,800 ha、六条大麦が20,300 ha、はだか麦は5,380 haとなっている。

（注5）緑肥（りょくひ）とは、栽培している植物を、収穫せずそのまま田畑にすき込み、つまり、植物と土を一緒にして耕し、後から栽培する作物の肥料にすること、またはそのための植物のことである。緑肥として栽培される植物として、えん麦、らい麦、ひまわり、とうもろこし等がある。

えん麦については、ほとんどが緑肥用（約85%）であり、子実用はごくわずか（0.3%）であること、また、飼料用（約14%）については飼料作物作付面積のその他飼料作物として把握することから、個別品目としてはえん麦の緑肥用作付面積に絞って調査することが効率的である。

(注6) 連作栽培(毎年同じ場所に同じ種類の野菜を栽培)により、土壌中の微生物のバランスが崩れ、病害微生物が発生し、野菜が生育しなくなる「連作障害」が発生することがある。この連作障害対策として、環境保全型農業の推進の観点から、野菜収穫後にえん麦等の青刈作物を導入し、土壌管理や土壌環境を整えるといった対応が行われている。

(イ) 飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更

本申請では、飼肥料作物の作付面積調査において、図5のとおり、肥料用の作付面積の把握を廃止し、飼料用の作付面積のみ把握するとともに、把握品目について現行の11品目から牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー及びその他飼料作物の4品目に変更する計画である(調査票の現行と変更案については、別添4(21頁)参照。ただし、当該変更案は、上記(ア)の統計委員会修正案を踏まえ、別添3(20頁)〔再掲〕に修正する。)

図5 飼肥料作物の作付面積調査の変更について

【現行】			【変更案】		
作物名	飼肥料計	飼料用	作物名	飼肥料計	飼料用
飼肥料作物計	○	○	飼料作物計		○
牧草	○	○	牧草		○
青刈りとうもろこし	○	○	青刈りとうもろこし		○
ソルゴー	○	○	ソルゴー		○
青刈り麦類計	○	○			
青刈りえん麦	○	○			
青刈りらい麦	○	○			
青刈りその他麦	○	○			
その他青刈り作物	○	○			
青刈り稲		○			
れんげ	○	○			
その他飼肥料作物	○	○	その他飼料作物		○

これについては、報告者負担の軽減に資するとともに、以下のとおり、利活用等の観点からも支障ないものと考えられることから、適当である。

- ① 牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの3品目で、飼料用作物全体の作付面積の約87パーセントを占めることに加え、近年作付けが増加している飼料用米・WCS用稲^(注1)については農林水産省で把握する行政データにより代替可能であること^(注2)。また、肥料作物については、最終的に収穫されることなく、他の農作物生産のための肥料用としての作付けとなることから、行政施策上の利用ニーズが乏しいこと。
- ② 主要品目である3品目(牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー)に加え、生産努力目標の策定・達成状況の検証等に必要な「飼料作物計」については引き続き把握することから、本調査事項を簡素化しても利活用に支障がないこと。

(注1) WCS用稲とは、家畜の飼料用として、稲の実が完熟する前に、稲の穂と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料(ホールクロップサイレージ: Whole Crop Silage)をいう。

(注2) 飼料用米・WCS用稲の作付面積は、飼料用作物全体の作付面積の約12%となっている。

なお、今後、飼料作物の作付面積全体に係る具体の作物の状況については、

本調査結果及び行政データから把握可能となることに鑑み、統計利用者の利便性を図る観点から、本調査結果の公表の際、参考として行政データを併載することが必要である。

(ウ) 茶の収穫量調査に係る調査事項の変更

本申請では、茶の収穫量調査において、図6のとおり、茶種別の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を現行の6分類から年間計及び一番茶のみの把握に変更する計画である（調査票の現行と変更案については、別添5（22頁）参照）。

図6 茶の収穫量調査の変更について

【現行】				【変更案】			
	合計及び茶種別 ^(注)				合計		
	摘採面積	生葉収穫量	荒茶生産量		摘採面積	生葉収穫量	荒茶生産量
年間計	○	○	○	年間計	○	○	○
一番茶	○	○	○	一番茶	○	○	○
二番茶	○	○	○				
三番茶	○	○	○				
四番茶	○	○	○				
冬春秋番茶	○	○	○				

(注) 茶種別は、玉露、かぶせ茶、てん茶、普通せん茶、玉緑茶、番茶、その他に区分される。

これについては、報告者負担の軽減に資するとともに、以下のとおり、利活用等の観点からも支障ないものと考えられることから、適当である。

- ① 関係団体（全国茶生産団体連合会^(注)）において、別途、茶期別及び茶種別の生産量、価格等の詳細なデータを毎年把握しており、当該データは、表2及び表3のとおり、本調査結果と比較しても、その差は2%程度となっていることから、当該関係団体のデータにより代替が可能であること。
- ② 生産努力目標の策定・達成状況の検証等に必要な茶全体のデータや、農業災害補償制度における畑作物共済の対象であり、国の再保険の支払いに係る審査に当たって必要な一番茶のデータについては、引き続き本調査で把握することとしていることから、本調査事項を簡素化しても利活用に支障がないこと。

(注) 全国茶生産団体連合会とは、茶の生産の安定的振興を推進し、茶業の健全な発展を図ることを目的として、昭和45年に設立された生産者団体である。

表2 本調査結果と全国茶生産団体連合会データの比較（年間計〔平成23～27年〕）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
農林水産省(公表値)	80,400	84,100	81,100	80,100	76,400
全国茶生産団体連合会	79,109	83,211	79,764	78,469	74,780
差	1,291	889	1,336	1,631	1,620
対比	101.6%	101.1%	101.7%	102.1%	102.2%

※主産県(埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)における比較

表3 本調査結果と全国茶生産団体連合会データの比較
(年間計・茶期・茶種別〔平成27年〕)

[茶期別荒茶生産量の比較(平成27年)] 単位：t

		年間計	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶・冬 春秋番茶
農林水産省(公表値)	実数	76,400	31,400	20,300	5,920	18,710
	構成比	100.0%	41.1%	26.6%	7.7%	24.5%
全国茶生産団体連合会	実数	74,780	30,947	19,922	5,760	18,126
	構成比	100.0%	41.4%	26.6%	7.7%	24.2%
差	実数	1,620	453	378	160	584
	構成比	-	-0.3%	0.0%	0.0%	0.3%

[茶種別荒茶生産量の比較(平成27年)] 単位：t

		年間計	おおい茶 ^(注)	普通せん茶	玉緑茶	番茶	その他
農林水産省(公表値)	実数	76,400	6,710	45,800	1,720	19,500	2,580
	構成比	100.0%	8.8%	59.9%	2.3%	25.5%	3.4%
全国茶生産団体連合会	実数	74,780	6,428	43,568	2,122	19,625	3,026
	構成比	100.0%	8.6%	58.3%	2.8%	26.2%	4.0%
差	実数	1,620	282	2,232	-402	-125	-446
	構成比	-	0.2%	1.6%	-0.5%	-0.7%	-0.6%

(注) おおい茶とは、玉露、かぶせ茶及びてん茶の合計である。

オ 調査票の変更等

(ア) 作付面積調査票及び収穫量調査票の統合等

本申請では、陸稲、麦類、かんしょ及び飼料作物の関係団体用調査票について、作付面積調査票及び収穫量調査票を統合する計画である(調査票の現行と変更案については、別添6(23頁)参照)。

また、これに伴い、図7及び図8のとおり、飼料作物の作付面積調査の調査実施時期及び結果公表時期を変更する計画である。

図7 飼料作物の調査実施時期の変更について

【現行】調査実施時期			➡	【変更案】調査実施時期		
区分	作付面積調査	収穫量調査		区分	作付面積調査	収穫量調査
飼料作物	10月～11月頃	12月～1月頃		飼料作物	12月～1月頃	12月～1月頃

図8 飼料作物に係る調査結果の公表時期の変更について

【現行】公表時期			➡	【変更案】公表時期		
区分	作付面積調査	収穫量調査		区分	作付面積調査	収穫量調査
飼料作物	1月下旬	2月下旬		飼料作物	3月上旬	3月上旬

これらについては、以下のとおり、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るとともに、調査結果の正確性の確保等に資することから、適当である。

- ① 陸稲及びかんしょについては、これまで作付面積調査票及び収穫量調査票における調査事項が同一な中で作付面積と収穫量を別々の調査票で報告を求めていたことや、麦類及び飼料作物については、今回の調査事項の見直しにより、両調査票において把握する調査事項及び品目が同一(麦類：4麦(子実用)、飼料作物：牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー)となることか

ら、結果の利活用時期を踏まえ、両調査票を統合するものであること（注）。また、これに伴い、関係団体における作付面積及び収穫量の一体的な審査・検討が可能となること。

- ② 飼料作物の作付面積調査結果については、これまで収穫量調査に先行して実施・公表していたが、政策実施部局における活用状況を踏まえ、両調査を変更後の時期に同時に実施・公表しても支障がないこと。

（注）作付面積調査票及び収穫量調査票を統合した調査票による調査は、収穫量が把握可能な時期（作物の収穫後）に実施する必要があるとあり、大豆の需給状況の確認、豆類の関税割当など利活用上、先行して作付面積の公表が必要な作物については、今後も別々の調査票により調査を実施し、作付面積のみを早期に調査・公表する。

（イ）野菜指定産地用の調査票の作成等

本申請では、野菜の作付面積や出荷量等を把握する関係団体用調査票について、以下のとおり、従前の調査票を分離し、新たに野菜指定産地用の調査票を作成し、当該調査票には指定産地名や市町村名等をプレプリントする計画である（調査票の現行と変更案については、別添7（24頁）参照）。

- ① 野菜調査の調査対象となっている品目のうち、指定野菜14品目（注1）については、農林水産大臣が指定する「野菜指定産地」（注2）に含まれる市町村（以下「指定産地市町村」（注3）という。）の作付面積、出荷量等を調査しており、これまでは関係団体の管轄する範囲に所在する野菜指定産地市町村ごとに調査票を記入・報告すること（注4）を求めていたが、野菜指定産地用の調査票を新たに作成し、今後は当該調査票1枚に指定産地ごとに調査結果を記入する形に変更すること。
- ② 上記①の野菜指定産地用の調査票については、「品目名」「主たる収穫・出荷期間」「指定産地名」「市町村名」及び「前年値（作付面積、出荷量）」に関するデータ等をプレプリントした上で配布すること。

（注1）指定野菜14品目とは、だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト及びピーマンをいう。

（注2）野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条の規定に基づき、指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものについて、農林水産大臣が指定できることとされている地域をいう。

（注3）指定産地市町村とは、指定野菜の生産地域であって、野菜出荷安定法（昭和41年法律第103号）に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、農林水産大臣が指定する産地をいう。

（注4）平成26年の野菜指定産地市町村数は延べ2,437市町村であり、当該市町村を管轄する関係団体では、管轄範囲の合計を記入した調査票のほか、指定産地市町村分として、平均すると2枚程度（2市町村分）の調査票を報告している。なお、管轄する範囲が広域となる関係団体では、最大で8枚程度（8市町村分）の調査票を報告する場合がある。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、また、「品目名」「主たる収穫・出荷期間」等のプレプリントにより、誤記入・記入漏れ等を防止するとともに、正確な報告の確保等を図るものであることから、適当である。

(ウ) 収穫量の増減要因等の記載様式の変更

本申請では、関係団体用の収穫量調査における収穫量の増減要因等について、従来の自由記述方式から選択方式^(注)に変更する計画である（調査票の現行と変更案については、別添8（25頁）参照）。

これについては、自由記述方式の場合、報告者の負担感が大きいことに加え、報告者によって記入漏れや記入内容のばらつき等が発生しやすいといった問題を改善しようとするものであり、選択方式による回答への変更は、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減に資するとともに、調査票のより適切な審査等が可能となることから、適当である。

（注）作柄の良否や被害の多少、主な被害の要因について把握する上で必要な選択肢を設け、報告者は該当する選択肢をチェックする形の方式である。

(エ) 収穫量調査における主な被害の要因に係る選択肢の追加

本申請では、関係団体、精糖会社及び農業経営体を対象とする収穫量調査において、近年鳥獣害による被害が事業・営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらし、深刻な影響を与えている^(注)ことから、「主な被害の要因」を把握する選択肢に「鳥獣害」を追加する計画である（調査票の現行と変更案については、別添8（26頁）参照）。

これについては、収穫量の増減要因のより詳細な把握が可能となり、増減要因の分析に資することから、適当である。

（注）農林水産省のウェブページで公表している「鳥獣被害の現状と対策」（平成28年3月公表）によると、野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移しており、特に、シカ（約70億円）、イノシシ（約55億円）による被害の増加が顕著である。

(オ) 農業経営体用の飼料作物の収穫量調査における各種変更

本申請では、農業経営体用の飼料作物の収穫量調査について、以下のとおり、変更する計画である（調査票の現行と変更案については、別添9（27～28頁）参照）。

①【2】牧草について

- i) 調査する面積に係る表記について、「栽培面積」から「作付（栽培）面積」に変更
- ii) 収穫量を記入する部分に「<固定サイロ^(注1)を用いている場合>」の記入欄を追加

②「【3】青刈りとうもろこしについて」及び「【4】ソルゴーについて」

- i) 調査する面積に係る表記について、「栽培面積」から「作付面積」に変更
- ii) 収穫量を記入する部分に「<ラッピング^(注2)を行っている場合>」の記入欄を追加

（注1）塔型サイロ（タワーサイロ）、バンカーサイロなど、サイレージ（飼料作物に付着する乳酸菌の作用により飼料を嫌気的条件下で発酵させることで、pHを下げカビ等による腐敗を防ぎ、長期間の保存を可能にした飼料）を作成・貯蔵するために作られた四方を構築物で固められた施設をいう。

（注2）飼料作物（主に牧草）を刈り取った後（乾草の場合は天日乾燥後）、ロールペーラーに

よって外形50～120cm程度の円柱状に成型（梱包）したものに、ラッピングマシンによって、僅かに粘着性のあるラップフィルムを何層かに渡って巻きつけ、飼料の運搬性、保存性を高めたもの。なお、サイレージにする場合は、乾燥させない状態でラッピングする。

これらについては、以下のとおり、これまでの項目名を正確なものに修正するものであること、あるいは、報告者が調査票に記入する上で必要な記載欄を追加し、より正確に情報を把握するものであることから、適当である。

- ① 調査する面積については、複数年にわたって収穫できる永年性作物については「栽培面積」、おおむね1年以内に収穫され複数年に渡って収穫できない非永年性作物は「作付面積」として区分しているところであり、今回、当該区分に沿って正確な表記に変更するものであること。
- ② 牧草については、収穫量（生重量）のほか、収穫量が生重量で分からない場合には、ラッピング又は梱包を行っている場合の個数や簡易サイロ^{（注）}を用いている場合の容積を記入する欄を設けているが、固定サイロを用いているケースがみられたことを踏まえ、固定サイロを用いている場合の容積を記入する欄を追加するものであること。
- ③ 青刈りとうもろこし及びソルゴーについては、収穫量（生重量）のほか、収穫量が生重量で分からない場合、固定サイロ及び簡易サイロを用いている場合の容積を記入する欄を設けているが、収穫機械の開発等によりラッピングを用いているケースがみられたことを踏まえ、ラッピングを行っている場合の個数を記入する欄を追加するものであること。

（注）スタックサイロ、バキュームサイロ、バッグサイロ、L字型バンカーサイロなど、サイレージを作成・貯蔵するために土を掘り取るなどして作られた簡易な施設である。

カ 集計事項の変更

本申請では、調査対象作物へのそば及びなたねの追加に伴う調査票の新設並びに既存の調査票における調査事項の追加・削除等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズに配慮したものと認められることから、適当である。

2 前回答申における指摘事項への対応状況について

本調査については、前回答申において、①分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえた標本経営体に係る標本設計の検討、②調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成精度等）の提供の必要性が指摘されている。

これらについて、農林水産省における対応状況は、以下のとおりである。

（1）標本経営体に係る標本設計の検討

農林水産省は、水稻以外の作物に関する標本経営体調査について、前記1（2）ウ（ア）のとおり、標本設計の検討を行い、より適切なものとなるよう所要の見直しを実施することから、適当である（別添1（15～18頁）〔再掲〕参照）。

(2) 調査に係る誤差情報の提供

農林水産省は、従来から提供していた対地標本実測調査及び水稲作況調査の誤差情報（標本規模及び標準誤差率）に加え、平成20年度調査結果からは、農林水産省のウェブページや調査結果報告書において、関係団体及び標本経営体に対する各作物別の調査結果に係る誤差情報（母集団の大きさ、標本規模、抽出率、有効回収数、有効回収率等）を提供していることから、適当である（別添1（18頁）〔再掲〕及び別添10（29～31頁）参照）。

なお、本調査では、上記（1）のとおり、標本経営体調査について標本設計の見直しを行い、新たに目標精度の設定、標準誤差率といった情報の提供が可能となることから、これまで以上に提供する誤差情報の充実を図ることが必要である。

3 今後の課題

本調査では、一部の作物を除き、作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査について、その実施間隔を空ける形で調査周期を変更することとしており、これに伴い、全国調査実施年以外の中間年に実施する主産県調査の実施頻度が増加することとなる。

こうした中、農林水産省では、全国調査実施年以外は主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしており、今回、全国調査の実施周期を変更する作物に関し、公表値と推定値の状況についてシミュレーションを実施した結果、両者の誤差は小さいものの、一部の品目において推定値が公表値を上回るといった傾向がみられた。

これについては、作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。

前回答申（平成19年2月）における指摘事項に対する農林水産省の対応状況

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>2 今後の課題 (1) 標本経営体に係る標本設計の検討 今回の調査計画における標本経営体の標本設計については、単収等の誤差情報に係るデータが十分そろっていない段階での設計であるが、実査を通じて、関係団体及び標本経営体から得られた作付面積、自家消費用及び贈答用を含めた収穫量、単収等に係るデータの検証を行い、必要なデータを得て、できるだけ早期に、分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。</p>	<p>1 前回答申における「今後の課題」に対する検討状況 平成19年調査から前回答申に基づいた標本設計による調査を開始し、この間、前回答申における「今後の課題」に対応した標本設計の見直しを行うべく、標本経営体調査における調査票の回収率や実績精度を確認・検証してきた。また、現行の標本設計による調査が適正に実施されるよう、平成23年においては2010年世界農林業センサス結果、平成28年においては2015年農林業センサス結果を用いて母集団情報を更新するなどの対応を行った。</p> <p>2 標本設計の変更の概要 標本経営体調査に係る標本設計の変更にあたっては、①母集団を関係団体以外へ出荷した農家に絞り込み、関係団体調査との重複を解消、②誤差情報等に基づき調査対象数を算出し、標本配置を適正化、③農林業センサス作付面積データを活用した階層区分及び確率比例抽出により、対象地域の平均単収を的確に推定、④関係団体調査との重複を解消することで、10a当たりの収量の決定手法を明確化といった観点から、検討を行った。 標本経営体調査に係る標本設計の変更の概要は、以下のとおり。</p> <p>(1) 標本経営体調査に係る母集団の変更について 従前の農林業センサスに基づく標本経営体調査に係る母集団は、農林業センサス結果において調査対象作物を作付けした全ての農家等を対象としていたため、別途実施している関係団体調査と重複する場合（調査対象となった農家が調査対象作物の収穫量の全てを団体に出荷している等）があるなど、非効率となっている面があった。 このため、今回変更においては、2015年農林業センサス結果（農産物の出荷先）を活用し、2015年農林業センサスリストから、関係団体のみに出荷を行っている農家を除外した上で、調査対象作物を作付けした農家等を標本経営体調査の母集団とする。</p> <p>(2) 目標精度及び調査対象数について 従前の標本経営体調査においては、前回答申に基づき、平成19年の調査から農家等を対象とする標本調査を初めて導入したことから、単収等の誤差情報に関するデータが十分ではなかった。このため、目標精度は設定しないこととし、調査対象数については、以下のとおり、別途実施する関係団体調査の収穫量シェアを考慮した上で、一定の抽出率等によって算出していた。</p> <p>[現行の標本設計における調査対象数の算出式] 調査対象数 = 農林業センサス作付農家数 × (100% - 団体シェア) × 抽出率 (5%) ÷ 出現率 ※ ÷ 回収率 (50%) ※ 出現率は、農林業センサスの項目(類計等)を用いて母集団を編成した場合に、当該作物が含まれる割合を想定したもの。</p> <p>今回標本設計においては、これまで蓄積した誤差情報や作物ごとの重要度及び利活用状況を踏まえ、全国の調査精度（作物ごとに2～3%程度）や設計・公表単位である都道府県ごとの調査精度が確保されるよう、調査対象作物の全国収穫量に占める都道府県ごとのシェアを考慮の上、以下の基準で作物別・都道府県別に10a当たり収量に関する目標精度を設定する。</p>

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
	<p>[変更後の標本設計における目標精度(10a 当たり収量)の設定基準]</p> <p>I : 3～5% (収穫量の多い順に全国収穫量の80%を占めるまでの都道府県)</p> <p>II : 5～10% (同 90%)</p> <p>III : 10～15% (同 99%)</p> <p>IV : 15～20% (同 100%)</p> <p>※ 作物ごとの重要度及び利活用を考慮し、麦類、大豆、指定野菜、みかん及びりんごについては「I : 3%、II : 5%、III : 10%、IV : 15%」、それ以外については「I : 5%、II : 10%、III : 15%、IV : 20%」とする。</p> <p>調査対象数については、以下のとおり、上記により設定する作物別・都道府県別の10a 当たり収量に関する目標精度及び別途実施する関係団体調査が全数調査であり標本誤差が生じないことを踏まえ、当該都道府県における調査対象作物の収穫量に占める団体シェア分を除いた標本経営体調査分の標準誤差率を算出した上で、これまで蓄積してきた標本経営体調査の誤差情報（実績有効回答率、実績精度及び実績有効回答率）を基に算出する。</p> <p>[調査対象数の算出式（作物別・都道府県別）]</p> <p>標本経営体調査分の標準誤差率 = 目標精度 ÷ (100 - 収穫量に占める団体シェア)</p> <p>必要有効回答数 = 実績有効回答数 × (実績精度 ÷ 標本経営体分の標準誤差率) ^ 2</p> <p>調査対象数 = 必要有効回答数 ÷ 実績有効回答率 (全国) ※</p> <p>※ 実績有効回答率については、作物別・都道府県別では年次ごとのばらつきが大きいため、全国平均を用いる。</p> <p>(3) 階層区分及び標本抽出について</p> <p>従前の標本経営体調査においては、農林業センサス結果（作物別作付面積）に基づき、農家ごとの調査対象作物の作付面積規模に応じた階層区分（作付規模階層区分）を設定の上、階層別の面積ウェイトに基づいて標本配分を行い、階層ごとに系統抽出法によって無作為抽出を行っていたが、2010年世界農林業センサスでは、報告者負担の軽減等の観点から、作物別作付面積（露地・施設別）の把握品目が縮小され、この作付規模階層区分を設定できる作物が限定されていた。</p> <p>しかしながら、2015年農林業センサスでは、以下のことから、作物別作付面積（露地・施設別）に係る調査項目を拡充した</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農産物の品目別作付面積は、地方公共団体における農業政策の実施に当たり、極めて重要な基礎データであること。 ② 震災等の激甚災害の地域指定の範囲を決定する上で必要不可欠な情報であること。 ③ 本調査を始めとする農林統計調査の効率的な標本設計を行う上で必要な母集団情報であること。 <p>今回の標本設計においては、この作物別作付面積（露地・施設別）を活用し、野菜・果樹等、露地栽培とビニールハウス等による施設栽培で10a 当たり収量が大きく異なる作物 ※については、都道府県ごとに露地・施設別面積に応じた階層区分（作付形態別階層区分）を設定する。</p> <p>また、標本抽出についても、推定対象としている作物別・都道府県別の10a 当たり収量が農家ごとの作付面積による10a 当たり収量の加重平均値であることを考慮し、農家ごとの調査対象作物の作付面積規模に比例した抽出（確率比例抽出）に変更する。</p> <p>※ 農林水産省生産局が把握しているデータから試算したところによると、施</p>

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
	<p>設栽培の10a当たり収量は、露地栽培に比べ、なすが約4～5倍、トマト・きゅうりが約3～4倍、みかん・ぶどうが約2～3倍程度である。</p> <p>(4) 作物別・都道府県別の10a当たり収量の決定方法について 従前の標本経営体調査の母集団については、上記(1)のとおり、別途実施する関係団体調査との重複が発生するため、設計・公表単位である作物別・都道府県別の10a当たり収量の決定に当たっては、以下のとおり、収穫量の団体シェアが80%以上の場合は関係団体調査を、80%未満の場合は標本経営体調査の10a当たり収量を採用することとし、採用しない調査結果については傾向分析等の検証に利用することとしていた。</p> <p>[従前の作物別・都道府県別の10a当たり収量の決定手法] < 収穫量の団体シェア 80%以上の場合 > ① 関係団体調査、標本経営体調査別にそれぞれの10a当たり収量平均値を算出する。 ② 関係団体調査結果と標本経営体結果の対前年比率の傾向を比較・検討し、相違がなければ団体調査結果を採用する（傾向が異なる場合はそれぞれの調査結果の検証や調査対象への照会等を実施し、必要に応じて再集計する。）。</p> <p>< 収穫量の団体シェア 80%未満の場合 > ① 標本経営体調査、関係団体調査別にそれぞれの10a当たり収量平均値を算出する。 ② 標本経営体結果と関係団体調査結果の対前年比率の傾向を比較・検討し、相違がなければ標本経営体調査結果を採用する（傾向が異なる場合はそれぞれの調査結果の検証や調査対象への照会等を実施し、必要に応じて再集計する。）。</p> <p>変更後の標本設計においては、標本経営体調査の母集団から関係団体のみに出荷した農家を除外することとしており、従前の関係団体調査との重複部分が解消されるため、全数調査である関係団体調査との組み合わせによって、作物別・都道府県別の10a当たり収量の推定値を算出することとしている。</p> <p>[変更後の作物別・都道府県別の10a当たり収量の決定手法] ① 関係団体調査の収穫量合計を算出 ② 標本経営体調査の10a当たり収量平均値を算出の上、非団体作付面積※に乗じて、標本経営体調査分（非団体分）の収穫量を算出する。 ③ 関係団体調査分の収穫量①と標本経営体調査分の収穫量②を合計し、都道府県計の収穫量を算出する。 ④ 都道府県計の収穫量③を都道府県計の作付面積で除して、都道府県計の10a当たり収量を算出する。 ※ 非団体作付面積は、「都道府県計の作付面積－関係団体調査の作付面積合計」により算出する。なお、「都道府県計の作付面積」は、収穫量調査と併せて実施する作付面積調査によりあらかじめ決定する。</p> <p>(5) 変更後の標本設計における結果精度について 上記(1)～(4)のとおり、目標精度及び誤差情報に基づく標本配置や農林業センサ作付面積データを活用した階層区分等を行うことにより、標本経営体調査に係る母集団の分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等が実現できるものと考えており、変更後の標本調査の精度については一定程度の改善が図られるものと見込んでいる。</p>

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>(2) 調査に係る誤差情報の提供</p> <p>今回の調査計画は、標本設計、調査事項、調査方法等の大幅な変更を行った上で実施するものであり、統計利用者の利便性の確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）^(注)の趣旨に即して、調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成精度等）の提供に努めることが必要である。</p>	<p>調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成精度等）については、従来から提供していた対地標本実測調査及び水稻作況調査の誤差情報（標本規模及び標準誤差率）に加え、平成20年度調査結果からは、農林水産省ウェブページ及び本調査の調査結果報告書において、関係団体及び標本経営体に対する各作物別の調査に係る誤差情報（母集団の大きさ、標本規模、抽出率、有効回収数、有効回収率等）について提供している。</p>

(注) 社会・経済情勢の変化に対応した統計の整備、統計調査の効率的・円滑な実施、統計データの利用の拡大、国際協力の推進といった統計行政全般にわたって、各府省に共通する統計行政上の諸課題を取り上げ、今後5年から10年を見込んだ具体的方策を提示したものである。しかしながら、統計法に基づき「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）を策定したことに伴い、平成21年3月末をもって廃止した。

麦類の作付面積調査に係る調査事項の変更について

平成 29 年度調査（変更案）

様式第 5 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） 麦類（子実用）

【 1 】 貴団体が集荷している作付面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- **主に食用(子実用)とするものについて記入してください。緑肥用や飼料用は含まない**てください。
- 「うち検査基準以上」欄には、1等、2等に加え規格外のうち規格外Aとされたものの合計を記入してください。
- 検査を受けない場合や、提出日までに検査を受けていない場合などは、集荷された農作物の状態から検査基準以上となる量を見積もって記入してください。

品目名		作付面積 (田畑計)	田		畑		集荷量	うち検査基準以上
			ha	ha	ha	ha		
小麦	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t	
	本年産							
秋まき (北海道のみ)	前年産	ha				t	t	
	本年産							
春まき (北海道のみ)	前年産	ha				t	t	
	本年産							
二条大麦	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t	
	本年産							
六条大麦	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t	
	本年産							
はだか麦	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t	
	本年産							

※ 調査票を統合したため、新様式では「集荷量」（右側枠囲み部分）が追加されている。
詳細については、答申の 1（2）オ（ア）（9～10 頁）を参照のこと。

平成 28 年度調査（現行）

（団体用作付面積調査調査票 A）

貴団体の管内の作付状況について、以下の作物ごとに記入してください。

1 麦類の作付面積 単位：ha

作物名	作付面積 (田畑計)	田	畑			畑	畑		
			子実用	青刈り用	飼料用		子実用	青刈り用	飼料用
小麦	前年産								
	本年産								
秋まき (北海道のみ)	前年産								
	本年産								
春まき (北海道のみ)	前年産								
	本年産								
二条大麦	前年産								
	本年産								
六条大麦	前年産								
	本年産								
はだか麦	前年産								
	本年産								
えん麦	前年産								
	本年産								
らい麦	前年産								
	本年産								

※ 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。
※ 青刈り用には飼料用のほかに肥料用が含まれます。なお、作物等の被覆用として作付けされるものについては、青刈り用を含めず田・畑欄に含めて記入してください。

引き続き次のページへお進みください。

えん麦(緑肥用)作付面積を把握する調査票について

統計委員会修正案

申請案

変更点

別記様式第6号

入力方向

秘 統計法に基づく基幹統計
農林水産省 作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

平成 年産

畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用) (抄)

飼料作物 **えん麦(緑肥用)**、かんしょ、そば、なたね(子実用)用

別記様式第6号

入力方向

秘 統計法に基づく基幹統計
農林水産省 作物統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

年産	都道府県	管理番号	市区町村	客体番号

平成 年産

畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票(団体用) (抄)

飼料作物、かんしょ、そば、なたね(子実用)用

えん麦(緑肥用)の作付面積を把握するため、記入欄を追加する等の変更を行う。
なお、品目名及び前年値については事前にプレプリントした上で配布する。

○ この調査票は、**秘密扱い**とし、**統計以外の目的に使うことは絶対ありません**ので、ありのままを記入してください。
○ **黒色の鉛筆**又は**シャープペンシル**で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめで**記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/	つなげる	すきまをあげる	

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。
調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。
詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

○ この調査票は、**秘密扱い**とし、**統計以外の目的に使うことは絶対ありません**ので、ありのままを記入してください。
○ **黒色の鉛筆**又は**シャープペンシル**で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○ 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

★ **右づめで**記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	11	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/	つなげる	すきまをあげる	

記入していただいた調査票は、 月 日までに提出してください。
調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。
詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】貴団体内の作付(栽培)面積及び集荷量について

【1】貴団体内の作付(栽培)面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付(栽培)面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- <作物ごとの注意事項>

記入上の注意

- 作付(栽培)面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- <作物ごとの注意事項>

作物名	作付(栽培)面積 (田畑計)	田			集荷量	うち検査基準以上
		田	畑	田		
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					

品目名	作付(栽培)面積 (田畑計)	田			集荷量	うち検査基準以上
		田	畑	田		
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					
	前年産	ha	ha	ha	t	t
	本年産					

裏面に進んでください。

裏面に進んでください。

飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更について

平成 29 年度調査（変更案）

様式第 6 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） 飼料作物、かんしょ、そば、なたね（子実用）

【 1 】 貴団体管内の作付(栽培)面積及び集荷量について

記入上の注意

- 作付(栽培)面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。
- 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。0.5t未満の結果は「0」と記入してください。
- <作物ごとの注意事項>

品目名	作付(栽培)面積 (田畑計)	田		畑		集荷量	
		田	畑	田	畑	うち検査基準以上	うち検査基準以上
等作物名(牧草、青刈りとうもろこし)をプレプリントする	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t
	本年産						
	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t
	本年産						
	前年産	ha	ha	ha	ha	t	t
	本年産						
	前年産	ha	ha	ha	ha		
	本年産						

※調査票を統合したため、新様式では集荷量（右側枠囲み部分）が追加されている。

平成 28 年度調査（現行）

様式第 5 号（団体用作付面積調査調査票D）

4 飼肥料作物の作付(栽培)面積 単位：ha

作物名	作付(栽培)面積 (田畑計)	田		畑	
		田	飼料用	畑	飼料用
牧草	前年産				
	本年産				
青刈りとうもろこし	前年産				
	本年産				
刈ソルゴー	前年産				
	本年産				
その他	前年産				
	本年産				
青刈り稲	前年産				
	本年産				
れんげ	前年産				
	本年産				
その他飼肥料作物	前年産				
	本年産				

※ 作付(栽培)面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。

※ 青刈り作物のその他には、青刈り大豆等の飼料用や肥料用が含まれますが、青刈り麦類(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、えん麦、らい麦)については除いてください。

なお、青刈り稲については、飼料用として作付けしたのについて記入してください。しめ縄等の加工用や肥料用として作付けしたものは除きます。

※ その他飼肥料作物には、飼料用かぶ、クロタラリア等が含まれます。

茶の収穫量調査に係る調査事項の変更について

平成 29 年度調査 (変更案)

様式第 15 号 (団体用収穫量調査調査票) 茶

記入上の注意
 ○ 本年産の貴工場における生葉の処理量及びそれに対応する摘採面積を茶期ごとの合計及びうち一番茶について記入してください。
 ○ 整枝・せん定をかねて刈り取った茶葉についても、荒茶に加工(刈り番茶)される場合は、集荷量、荒茶生産量及び摘採延べ面積に含めてください。
 ○ 摘採延べ面積は、摘採した面積の合計を記入してください。

項目	年間計		うち一番茶
	生葉集荷(処理)量	前年産	t
	本年産		
荒茶生産量	前年産	kg	kg
	本年産		
摘採 ^実 面積	前年産	ha (町) (反) (畝)	ha (町) (反) (畝)
	本年産		
摘採 ^延 べ面積	前年産	ha (町) (反) (畝)	
	本年産		

平成 28 年度調査 (現行)

様式第 5 号 (団体用作付面積調査調査票 D)

2 1 で集荷(処理)を行ったとお答えの場合は、本年産の貴工場における生葉の処理量及びそれに対応する摘採面積を茶期ごとに記入してください。
 なお、各茶期の終期に整枝・せん定をかねて刈り取った茶葉について、荒茶に加工(刈り番茶)される場合は集荷量に含めてください。

		冬春番茶	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	秋冬番茶
		生葉集荷(処理)量	前年産	t	t	t	t
	本年産						
摘採面積	前年産	ha (町) (反) (畝)					
	本年産						

【2】 茶種別の荒茶生産量について

本年産の茶種別荒茶生産量について、茶期ごとの生産量を記入してください。
 (単位は「kg」でご記入ください。)

		冬春番茶	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	秋冬番茶
		普通せん茶	前年産				
	本年産						
玉露	前年産						
	本年産						
かぶせ茶	前年産						
	本年産						
てん茶	前年産						
	本年産						
玉緑茶	前年産						
	本年産						
番茶	前年産						
	本年産						
その他	前年産						
	本年産						

関係団体用調査票の統合について

<陸稲>

平成 29 年度調査（変更案）	平成 28 年度調査（現行）																																																																																								
<p>様式第 4 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） 陸稲</p> <p>【 1 】 貴団体が集荷している作付面積及び集荷量について</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>記入上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。 ○ 集荷量は単位を「t」とし、整数で記入してください。 ○ 陸稲品種を田に作付けしたものは除きます。 水稻品種を畑に作付けしたものは陸稲に含めますが、計画的にかんがいをを行い栽培するものは除きます。 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物名</th> <th rowspan="2">作付面積</th> <th rowspan="2">集荷量</th> <th>うち検査基準以上</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">陸稲</td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【同様の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 5 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）麦類（「旧様式第 2 号（団体用作付面積調査調査票）麦類」及び「旧様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物」の統合） ・ 様式第 6 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）飼料作物、かんしょ、そば、なたね（「旧様式第 5 号（団体用作付面積調査調査票）かんしょ、陸稲、飼肥料作物」と「旧様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物」の統合） </div>	作物名	作付面積	集荷量	うち検査基準以上		陸稲	前年産	ha	t	本年産			<p>様式第 5 号（団体用作付面積調査調査票） かんしょ、陸稲、飼肥料作物</p> <p>貴団体内の作付状況について、以下の作物ごとに記入してください。</p> <p>1 かんしょの作付面積 単位：ha</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物名</th> <th rowspan="2">作付面積 (田畑計)</th> <th colspan="2">田</th> <th>畑</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">かんしょ</td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 陸稲の作付面積 単位：ha</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物名</th> <th rowspan="2">作付面積 (田畑計)</th> <th colspan="2">田</th> <th>畑</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">陸稲</td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 作付面積は単位を「ha」とし、小数点第一位(10a単位)まで記入してください。</p> <p>※ 陸稲については、陸稲品種を田に作付けしたものは除きます。</p> <p>水稻品種を畑に作付けしたものは陸稲に含めますが、スプリンクラー等により計画的なかんがいをを行う栽培のものは除きます。</p> </div> <p>様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票） 陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物</p> <p>【 1 】 作付面積及び集荷量について</p> <p>本年産の作付面積及び集荷量について、以下の作物ごとに記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物名</th> <th rowspan="2">年産</th> <th rowspan="2">作付面積</th> <th colspan="2">集荷量</th> <th>うち、検査基準以上</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">前年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本年産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注： 1 作付面積は単位を「ha」とし、小数第一位（10a単位）まで記入してください。 2 「うち、検査基準以上」欄には、陸稲は3等以上のものを、麦類は1等、2等に加え規格外のうち規格外れたものの合計を、大豆は「特定加工用」以上のものを記入してください。 なお、かんしょについては記入の必要はありません。 3 検査を受けないものや、提出日までに検査を受けていない場合は集荷された農作物の状態から検査基準となる量を見積もって記入してください。</p>	作物名	作付面積 (田畑計)	田		畑				かんしょ	前年産				本年産				作物名	作付面積 (田畑計)	田		畑				陸稲	前年産				本年産				作物名	年産	作付面積	集荷量		うち、検査基準以上					前年産	ha	t		t	本年産						前年産					本年産						前年産					本年産				
作物名				作付面積	集荷量		うち検査基準以上																																																																																		
陸稲	前年産	ha	t																																																																																						
	本年産																																																																																								
作物名	作付面積 (田畑計)	田		畑																																																																																					
かんしょ	前年産																																																																																								
	本年産																																																																																								
作物名	作付面積 (田畑計)	田		畑																																																																																					
陸稲	前年産																																																																																								
	本年産																																																																																								
作物名	年産	作付面積	集荷量		うち、検査基準以上																																																																																				
	前年産	ha	t		t																																																																																				
	本年産																																																																																								
	前年産																																																																																								
	本年産																																																																																								
	前年産																																																																																								
	本年産																																																																																								

(注) 「前年産」のデータについては、従前から事前にプレプリントした上で配布しており、統合した調査票でも同様の対応をすることとしている。

収穫量の増減要因等及び主な被害の要因を把握する調査票の変更について

【収穫量の増減要因等の変更】

<陸稲>

平成 29 年度調査（変更案）							平成 28 年度調査（現行）														
様式第 4 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） 陸稲							様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票） 陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物														
<p>【 3 】 収穫量の増減要因等について 前年産に比べて本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について記入してください。 (該当のある場合は、点線を鉛筆などでなぞってください。)</p>							<p>【2】 生育、作柄及び被害の状況について 生育、作柄及び被害の発生状況等について、記入してください。</p>														
作物名	作柄の良否			被害の多少			主な被害の要因(複数回答可)														
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他					
陸稲	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/					
<p>作物ごとに被害以外の増減要因（品種、栽培方法などの変化）があれば、記入してください。</p>																					

【同様の変更】

- ・ 様式第 5 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）麦類（旧様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物）
- ・ 様式第 6 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）飼料作物、かんしょ、そば、なたね（旧様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物）
- ・ 様式第 9 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）春植えばれいしょ（旧様式第 15 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）春植えばれいしょ）
- ・ 様式第 14 号（団体用収穫量調査調査票）大豆（旧様式第 7 号（団体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物）
- ・ 様式第 16 号（団体用収穫量調査調査票）果樹（旧式第 13 号（団体用収穫量調査調査票）果樹）

【主な被害の要因の変更】

<てんさい>

平成 29 年度調査（変更案）												平成 28 年度調査（現行）										
様式第 7 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） てんさい												様式第 11 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票） てんさい										
作物名	主な被害の要因（複数回答可）											融雪が遅かった	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	融雪遅れ	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	鳥獣害	病害	虫害	その他											
てんさい	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

【同様の変更】

- ・ 様式第 8 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）さとうきび（旧様式第 12 号（団体用作付面積調査・収穫量調査調査票）さとうきび）
- ・ 様式第 17 号（経営体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ（旧様式第 8 号（経営体用収穫量調査調査票）陸稲、麦類、大豆、かんしょ）
- ・ 様式第 18 号（経営体用収穫量調査調査票）飼料作物（旧様式第 9 号（経営体用収穫量調査調査票）飼料作物）
- ・ 様式第 19 号（経営体用収穫量調査調査票）なたね【左記調査票は新設】
- ・ 様式第 20 号（経営体用収穫量調査調査票）果樹（旧様式第 14 号（経営体用収穫量調査調査票）果樹）
- ・ 様式第 21 号（経営体用収穫量調査調査票）春植えばれいしょ（旧様式第 17 号（経営体用収穫量調査調査票）春植えばれいしょ）

(9) 調査方法の概要

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稲作付面積

a 母集団の編成

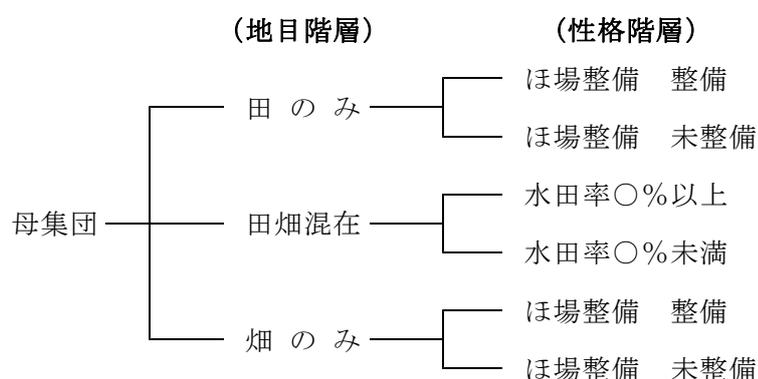
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状に区分した上で、耕地が存在する区画を調査のための「単位区（けい畔で区切られた現況1枚ごとの筆の集まり）」とし、この単位区の集まりを母集団としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報に補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、次にそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標で設定した性格階層に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

都道府県別の田畑別耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに標本数を配分し、系統抽出法により抽出する。

なお、各階層内の単位区は、bで示したように地目及び性格が類似したものであるため、抽出された標本は階層の代表性が高いものとなっている。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全ての筆について、1筆ごとに現況地目及び耕地の境界並びに作付けの状況及びその範囲を確認する。

e 推定

「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（別途面積調査用の地理情報システムを使用して求積した結果に基づき算出した台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況見積り面積合計}}{\text{標本単位区の台帳面積合計}} \times \text{全単位区の台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、けい畔面積については、別途実測により測量したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

(イ) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

なお、耕地の拡張及びかい廃面積は、平成25年7月15日から平成26年7月14日までに生じたものである。

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限されている区域

福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域の平成23年耕地面積を計上している。

なお、関係機関からの情報収集によって把握できた面積は計上している。

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する往復郵送調査によって把握し、これを職員による巡回・見積り及び情報収集により補完している。

(10) 対地標本実測調査における標本数及び調査結果（全国）の実績精度

標本単位区：39,369単位区

区 分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.18
耕地面積（畑）	0.36
水稲作付面積	0.36

注：標準誤差率（%）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

(11) 調査対象数

区 分	関係団体等調査			巡回・ 見積り 市町村数
	対象数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①	
陸 稲	団体 28	団体 28	% 100.0	市町村 1,720
麦 類	646	644	99.7	1,720
大 豆	640	635	99.2	1,720
小 豆	138	138	100.0	1,720
い ん げ ん	61	61	100.0	1,720
ら っ か せ い	20	20	100.0	1,720
そ ば	369	347	94.0	1,720
か ん し ょ	154	154	100.0	1,720
飼 肥 料 作 物	259	255	98.5	1,720
果 樹	618	609	98.5	1,720
茶	161	159	98.8	1,720

誤差情報提供の例（野菜収穫量調査） ※e-Statより抜粋

(6) 調査対象の選定

調査の対象は、調査対象都道府県において調査対象品目の集出荷を行っている農協等及び野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者の関係団体（関係団体調査）並びに標本経営体（標本経営体調査）としており、その選定については、以下のとおりとした。

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象となる全ての関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2010年世界農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体からなる母集団から無作為に抽出（母集団名簿を作付面積の昇順に並べ替え、標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）した。

(7) 調査対象数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団経営体数 ④	標本数 ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
指定野菜のうち、春植えばれいしょ	716	663	92.6	91,683	5,132	5.6	2,609	50.8
指定野菜のうち、春野菜、夏秋野菜及びたまねぎ	1,526	1,450	95.0	1,142,195	13,668	1.2	5,517	40.4
指定野菜のうち、秋冬野菜及びほうれんそう並びに指定野菜に準ずる野菜	1,549	1,471	95.0	1,006,392	13,917	1.4	6,391	45.9

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった標本経営体等を除いた数である。

(11) 調査・集計方法

作付面積は、関係団体に対する往復郵送調査を基に、職員による巡回・見積りにより補完し算出している。

収穫量及び出荷量は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量を必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、これに作付面積を乗じて算出している。この場合の各都道府県の10a当たり収量は、調査対象品目について関係団体取扱数量割合（当該都道府県合計の出荷量に対する関係団体の取扱数量割合）がおおむね80%以上の場合は関係団体に対する往復郵送調査結果（標本経営体に対する往復郵送調査結果による自家消費等の量を勘案して出荷量から推計した収穫量を用いて算出）を、おおむね80%未満の場合は標本経営体に対する往復郵送調査結果を採用している。

(12) 全国値の推計方法

本年産調査は主産県を対象とする調査であることから、全国調査を行った平成25年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{全国値} = \frac{\text{平成25年産の全国値} \times \text{当年産の調査対象都道府県値の合計値}}{\text{平成25年産における当年産の調査対象都道府県値の合計値}}$$

(13) 都道府県値の推計方法

季節区分のある品目であって、調査を行っていない季節区分がある場合の品目計は、全国調査を行った平成25年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{都道府県値} = \frac{\text{平成25年産の都道府県値} \times \text{当年産の調査対象季節区分の値の合計値}}{\text{平成25年産における当年産の調査対象季節区分の値の合計値}}$$

(15) 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

第 62 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 14 日（金）14:00～14:45
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第一会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 西郷 浩
 - （専 門 委 員） 安倍 澄子
 - （審議協力者） 野崎 和美、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、千葉県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「作物統計調査の変更について」
- 5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた後、答申案の審議が行われ、一部文言等の修正を行うことを前提に了承された。答申案の修正文案等については部会長に一任され、所要の修正後、第 103 回統計委員会（平成 28 年 11 月 18 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する回答について

茶の収穫量に関する作物統計調査（以下「本調査」という。）の結果と全国茶生産団体連合会（以下「連合会」という。）のデータについて、過去 5 年間の比較を行ったところ、差はおおむね 1%～2%程度で、特段大きな変動もなく推移している。この差の主な要因は、調査・集計方法が異なる^{（注）}ことによるものと考えられ、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいる。

結果利活用の面において、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標については、荒茶全体の生産量で見えており、これについては引き続き把握していくこととしていること、また、茶種別データについては、農林水産省においても連合会のデータを利用しているところであることから、本調査事項を簡素化しても特段の支障はないものと考えている。

（注）本調査では、全国の荒茶工場（約 5,400 工場）のうち、約 1,300 工場について、標本調査を行い、全国値を推定する一方で、連合会では、JA・茶共販団体等からの聞き取り結果の積み上げであるが、若干の大手飲料メーカーにおける一部の生産量については含まれていないと聞いているところ。

→ 細かく見ると両者の間で差が見られるものの、これについては説明がつくものであり、また、茶収穫量の重要な部分である年間計や一番茶については、引き続き把握していくことから、支障はないということでした承することとしたい。

(2) 作物統計調査の答申案について

ア 「全国調査の周期の変更」について

- ・ 調査周期の変更については、統計委員会でも意見が出たように誤解を招きやすいところがあり、全国調査の周期が従前よりも空くことによって中間年に実施する調査が不安になるような印象がある。しかし、実際には、主産県調査を実施し、それに基づき全国値の推定を行っていることから、その推定した全国値の精度が重要であると考え。このため、これについては、「今後の課題」において整理することとしたい。

イ 「飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更」について

- ・ 答申案7ページの図5について、現行における「その他飼肥料作物」には、青刈り麦類やその他青刈り作物、れんげは含まれていないが、変更案における「その他飼料作物」には、これらが含まれているという理解でよいか。
 - 御指摘のとおりである。これまで把握してきた青刈り麦類やその他青刈り作物、れんげについては、今後は「その他飼料作物」に含まれることになるため、飼料作物全体の把握という意味では、これまでと変わらない。

ウ 「前回答申における指摘事項への対応状況について」について

- ・ 答申案12ページの下から6行目に、「達成誤差」という記載があるが、誤差は達成してほしいものではないし、目標にしていた精度と達成された精度との間の乖離があり、その状況を示すことを意味するのであれば、「達成精度」とか別の用語に改めた方がよいのではないか。
 - この部分は前回答申からの引用であるとしても改めたほうが良いと考えるので、「達成精度」といった文言に修正する。
- ・ 13ページの上から5行目の「標本数」について、標本というのは集めてきた全体のことをいうことから、中に入っている要素一個一個のことをいう言葉ではないという整理がなされている。「標本数」というと集まりとしての標本が幾つもあるという印象を与えてしまうことから、学会等ではなるべく避けるようにしている用語である。用語の定着度ということもあるが、「標本の大きさ」や「標本のサイズ」といった用語が良いのではないか。同じように、「母集団数」も「母集団の大きさ」や「母集団のサイズ」といった用語が良いのではないか。このような用語の整理については、本調査だけではなく、他の調査も含めて今後考えていただいたほうが良いのではないか。
 - 御指摘のとおりだと思う。「標本数」については、「標本の大きさ」「標本サイズ」「標本規模」など幾つかの用語がある。ここでは、ひとまず「標本数」を「標本の大きさ」に、「母集団数」を「母集団の大きさ」に整理することとし、他の調査の調査計画や答申等における用語との横並びなどを確認し、必要に応じて換えることとしたい。

エ 「今後の課題」について

- ・ 「主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する」とのことだが、検証・検討の結果は、どのように公表あるいは活用していくのかについて、現時点でどのように考えているのか。
 - 現時点では、全国値の推定方法について検証・検討した結果を公表することまで考えているわけではない。しかし、非主産県の増減率の推定方法について、現行の主産県の増減率を非主産県にも広げて全国値を推定する方法のほかに、例えば、過年次の非主産県の動向を見てそれを直近年に反映させて全国値を推定する方法なども考えられる。今後、こういった推定方法について検証・検討していく中で、全国値に係る推定値の精度をより高める観点から、現行の推定方法を変更したほうが良いということであれば、所定の手続を経た上で変更することになるものと考えている。

6 次回予定

審議が全て終了し、また、答申案については、一部、所要の修正を行うことを前提に部会として了承されたことから、平成 28 年 11 月 18 日（金）に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。

資料 1 の参考資料 2

総政企第 195 号
平成 28 年 7 月 26 日

統計委員会委員長
西村 清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第 93 号
作物統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成 28 年 6 月 30 日付け 28 統計第 536 号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年7月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第93号の概要

(作物統計調査の変更)

作物統計調査の概要

調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態^(注)を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注)本調査の調査対象作物等は、耕地面積、水陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹(15品目)、野菜(41品目)、花き等

調査の概要

調査の沿革

▶ 昭和22年に開始。昭和25年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として実施。その後、累次の改正を行い、最近では平成17年度や19年度に、調査の簡素化・効率的実施等の観点から、整理・再編等の見直しを実施

調査範囲

- ①面積調査
(ア)耕地面積調査…全ての耕地
(イ)作付面積調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ②作況調査
(ア)作柄概況調査…全国の区域
(イ)予想収穫量調査…全国の区域
(ウ)収穫量調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ③被害調査
(ア)被害応急調査…作物について重大な被害が発生したと認められる区域
(イ)共済減収調査…農作物、畑作物又は果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに定める区域
- (注)主産県とは、調査対象品目ごとの作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県

調査票及び調査事項

- ①面積調査 12票^(注)
(ア)耕地面積調査…田畑別面積、田畑別拡張及びかい廃面積
(イ)作付面積調査…作物の種類別作付面積
 - ②作況調査 20票^(注)
(ア)作柄概況調査…水稻の時期別の作柄概況
(イ)予想収穫量調査…水稻の予想収穫量
(ウ)収穫量調査…作物の種類別収穫量
 - ③被害調査 6票
(ア)被害応急調査…被害を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量
(イ)共済減収調査…作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積
- (注) 9票は、面積調査及び作況調査を兼ねる調査票である。

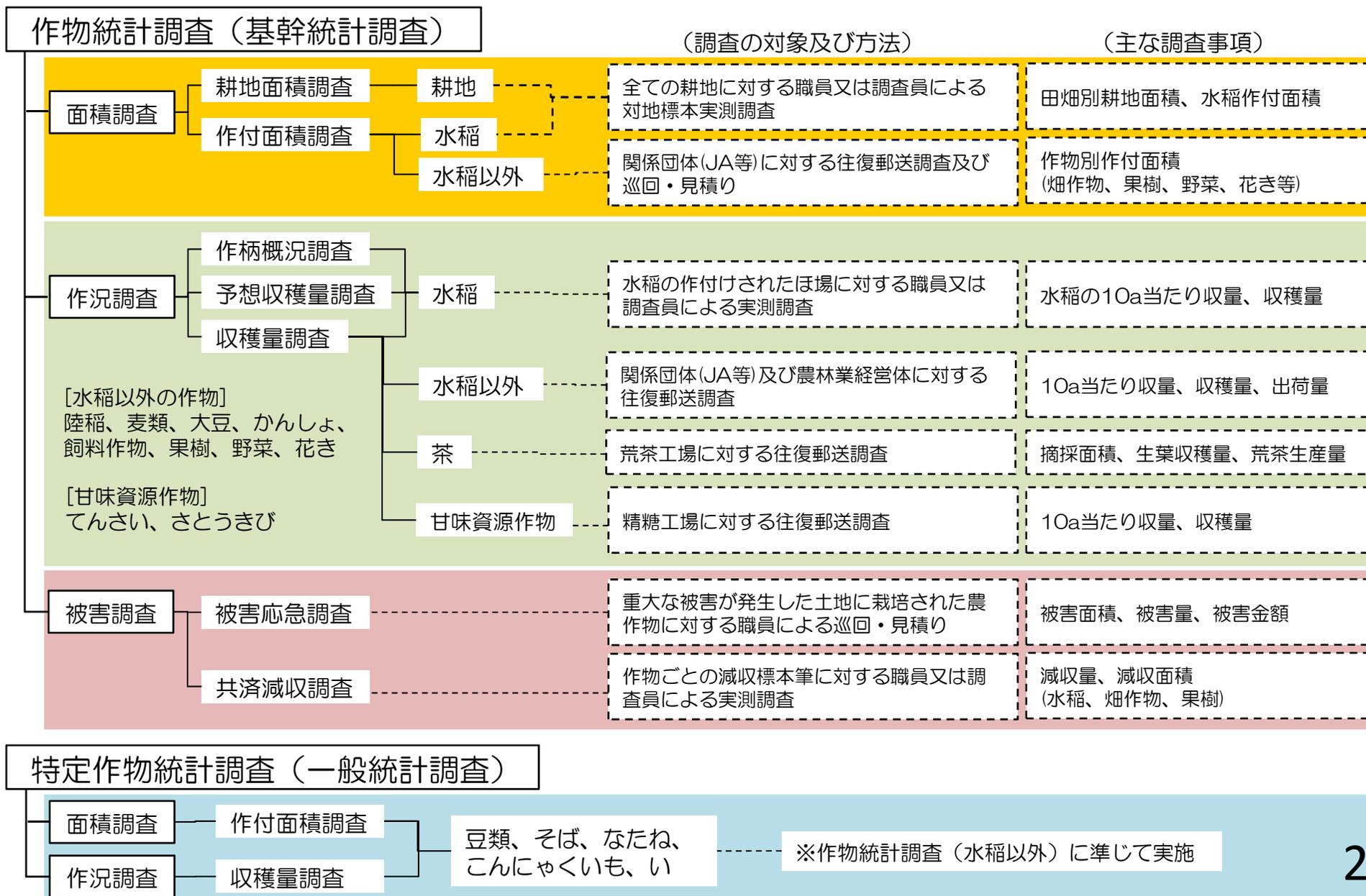
調査組織

▶ 農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法 ⇒ 職員、調査員、郵送、オンライン

調査期日及び公表時期

- ①面積調査
調査期日…耕地面積調査及び水稻の作付面積調査 ⇒ 7月15日 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 主として当該作物の収穫期
公表時期…耕地面積調査 ⇒ 10月下旬 水稻の作付面積調査 ⇒ 9月下旬等 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ②作況調査
調査期日…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月15日、8月15日及び統計部長が定めるもみ数確定期 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月15日
収穫量調査 ⇒ 当該作物の収穫期
公表時期…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月下旬、8月下旬及び9月下旬 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月下旬
収穫量調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ③被害調査
調査期日…被害応急調査 ⇒ 作物について重大な被害が発生したと認められるとき 共済減収調査 ⇒ 当該作物の収穫期
公表時期…被害応急調査 ⇒ 原則四半期及び天災融資法発動の際 共済減収調査 ⇒ 調査実施後3か月以内

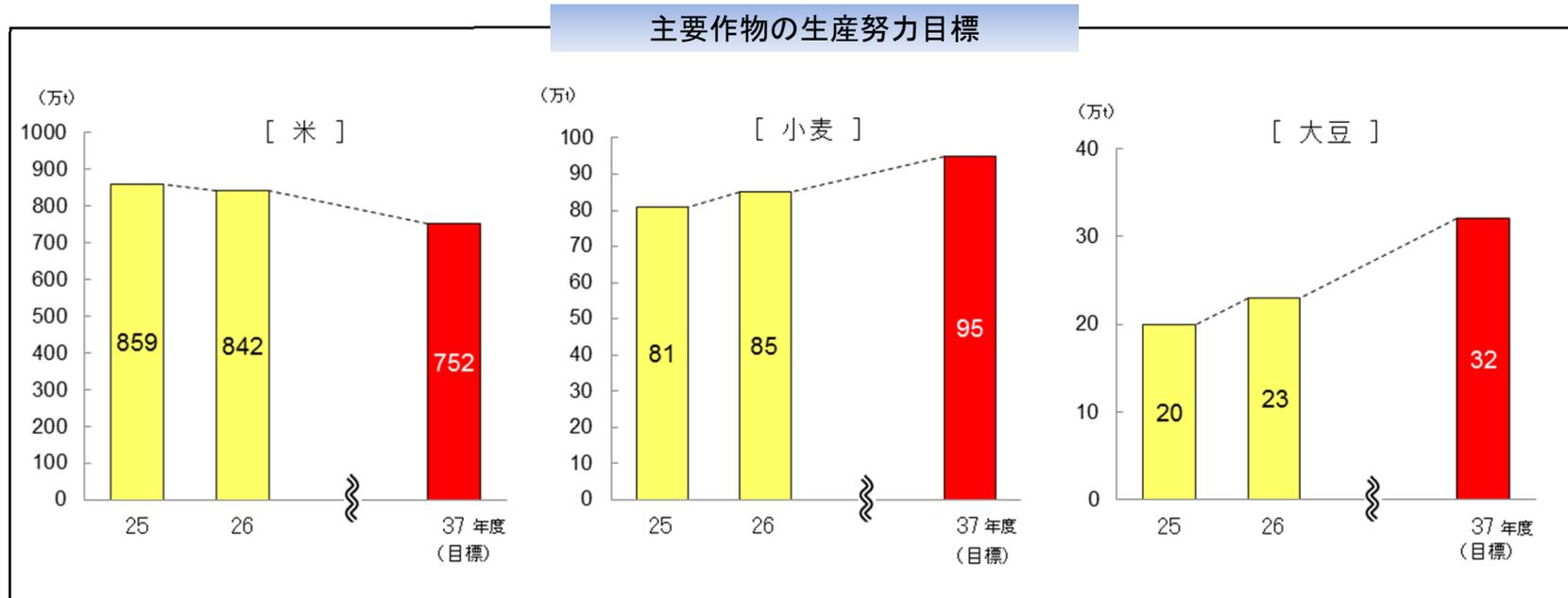
(参考) 作物統計調査等の体系



作物統計の利活用状況（1）

○ 主要作物に関する生産努力目標の策定及び達成状況の検証の基礎資料として利用

（注）食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）を策定し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めることとされている。同計画では、主要作物に関する生産努力目標も定められている。

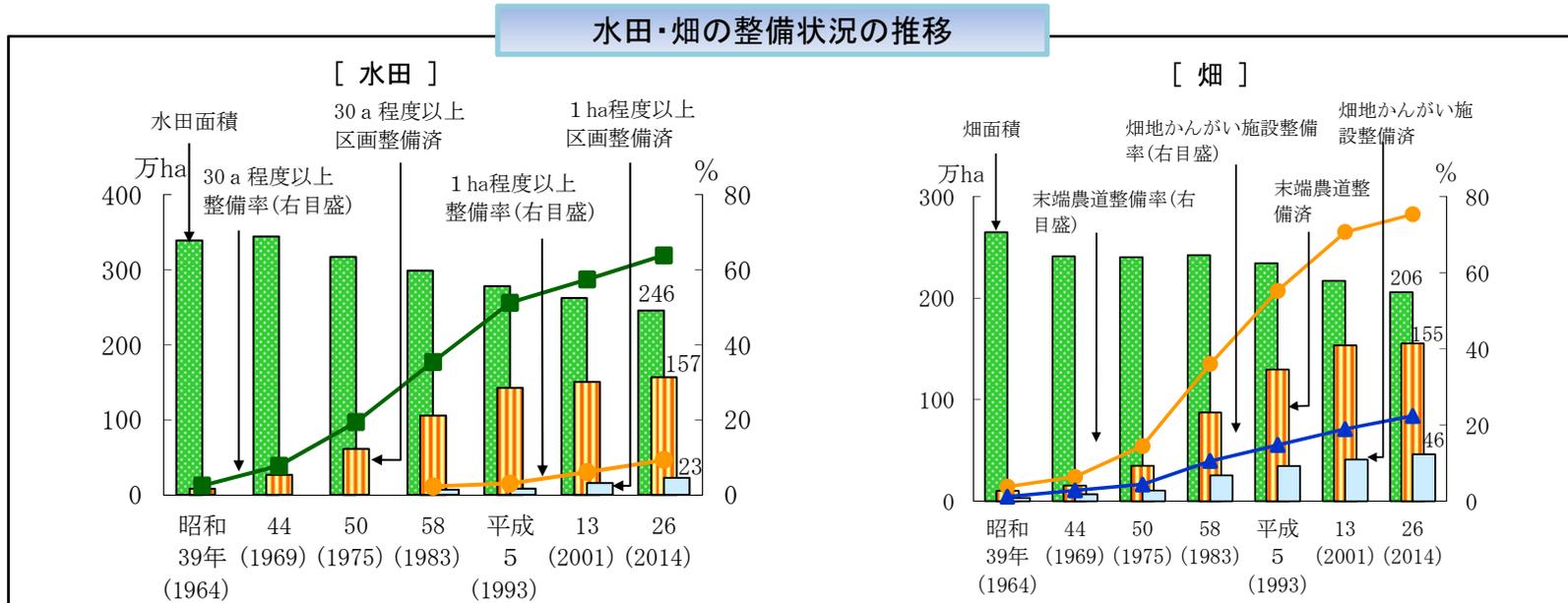


資料：農林水産省「作物統計」、「食料・農業・農村基本計画」

作物統計の利活用状況（2）

○ 「土地改良長期計画」(注) (平成24年3月30日閣議決定)の進捗・達成状況の確認・検証の資料としての利用

(注)土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき策定



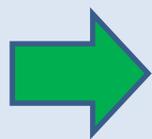
資料: 農林水産省「作物統計」、「農村振興局調べ」

○ その他法令に基づく公的支援等の基礎資料としての利用

- ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)に基づく、水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策額の算定
- ・ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づいて、農業災害補償制度により国が補填する損害の額の認定の際の検証
- ・ 地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき総務大臣に提出する資料のうち、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)で定められた農作物被害による特別財政需要額の算定

〔調査計画の変更2〕調査時期の変更

- 限られた統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減とともに、調査結果の利活用状況を踏まえ、調査の簡素化・効率化を図る必要がある。



〔変更内容〕

作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期を変更する。

全国調査^(※1)の実施時期の変更について

【現行】全国調査の実施時期			【変更後】全国調査の実施時期		
作物名	作付面積調査	収穫量調査	作物名	作付面積調査	収穫量調査
麦類	毎年	毎年	麦類	毎年	毎年
大豆			大豆		
陸稲	毎年	3年	陸稲	3年	6年
かんしょ			かんしょ		
飼料作物			飼料作物		
野菜			野菜		
花き	3年	5年	花き	3年	6年
果樹	果樹				
茶	毎年	※2	茶	6年	6年
てんさい	てんさい				
さとうきび	※3	※3	さとうきび	※3	※3
			そば	毎年	毎年
			なたね		

※1 全国調査実施年以外の年は、主産県調査(作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査)の結果から推計した全国値を公表

※2 「てんさい」については、毎年北海道について調査を実施(変更なし)

※3 「さとうきび」については、毎年鹿児島及び沖縄について調査を実施(変更なし)

〔論点〕

調査目的、統計ニーズ等の観点から、調査の実施時期の変更は妥当か。

〔調査計画の変更3〕調査事項の変更

- 限られた統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減とともに、調査結果の利活用状況を踏まえ、調査の簡素化・効率化を図る必要がある。

〔変更内容①〕

麦類の作付面積調査において、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦についても、子実用^(注)のみ把握

(注)主に食用に供すること(子実生産)を目的とするもの。

【現行】

作物名	面積計	子実用	青刈り用	飼料用
小麦	○	○	○	○
二条大麦	○	○	○	○
六条大麦	○	○	○	○
はだか麦	○	○	○	○
えん麦	○	○	○	○
らい麦	○		○	○



【変更後】

作物名	子実用
小麦	○
二条大麦	○
六条大麦	○
はだか麦	○

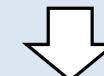
〔変更内容②〕

茶収穫量調査について、茶種別^(注)の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を年間計及び一番茶(現行6分類)に変更

(注)玉露、かぶせ茶、てん茶、普通せん茶、玉緑茶、番茶、その他

【現行】

	合計及び茶種別		
	摘採面積	生葉集荷量	荒茶生産量
年間計	○	○	○
一番茶	○	○	○
二番茶	○	○	○
三番茶	○	○	○
四番茶	○	○	○
冬春秋番茶	○	○	○



【変更後】

	合計		
	摘採面積	生葉集荷量	荒茶生産量
年間計	○	○	○
一番茶	○	○	○

〔論点〕

把握目的、利活用、報告者負担等の観点から、調査事項の変更は妥当か。

前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

（注）「諮問第315号の答申 作物統計調査の改正について」（平成19年2月9日付け統審議第1号）

今後の課題

○ 標本経営体（※）に係る標本設計の検討

今回の調査計画（平成19年度から適用される本調査の調査計画）における標本経営体の標本設計については、単収等の誤差情報に係るデータが十分そろっていない段階での設計であるが、実査を通じて、関係団体及び標本経営体から得られた作付面積、自家消費用及び贈答用を含めた収穫量、単収等に係るデータの検証を行い、必要なデータを得て、できるだけ早期に、分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。（※）標本経営体とは、2015年農林業センサスの結果に基づき整備された母集団情報から無作為に抽出した農業経営体（個人出荷農家等）

○ 調査に係る誤差情報の提供

今回の調査計画（平成19年度から適用される本調査の調査計画）は、標本設計、調査事項、調査方法等の大幅な変更を行った上で実施するものであり、統計利用者の利便性の確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）の趣旨に即して、調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成誤差等）の提供に努めることが必要である。



農林水産省における対応状況について、部会で確認

作物統計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査対象の範囲	○そば及びなたねの調査対象作物への追加 ※特定作物統計調査（一般統計調査）における調査対象作物からの変更	・ 適当と整理 (食料・農業・農村基本計画において生産努力目標が定められている作物であり、また、食料自給率の向上に寄与する作物として経営所得安定対策の対象作物にも位置づけられていることを踏まえ、調査対象へ追加) 【答申案：1～2頁】
(2) 調査周期	○一部作物の全国調査の調査周期の変更【答申案2頁：図1】 ※全国調査実施年以外の年は、主産県（全国の作付面積の約80%を占めるまでの都道府県等）を対象とする調査結果から推定した全国値を公表	・ 適当と整理 (調査の効率的実施及び報告者負担の軽減に寄与。また、統計データの継続性や利活用等の状況を踏まえた変更) 【答申案：2～3頁】 ◆今回変更により、一部の品目を除き、全国調査の実施間隔が従前よりも空き、主産県調査の実施頻度が増えること等から、「今後の課題」として、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要性を指摘【答申案：13頁】
(3) 報告者	①標本経営体調査における標本設計の変更 ※前回答申（平成19年2月統計審議会答申）の「今後の課題」（標本経営体に係る標本設計の検討）への対応	・ 適当と整理 (前回答申の「今後の課題」に対応し、過去の調査結果から得られた誤差情報等を踏まえて目標精度の設定や調査対象数の算出等、適切な標本設計) 【答申案：3～4頁】
	②花き調査における標本設計の変更 ※従前の一定規模以上の集出荷団体等を対象とする調査から、他の調査対象作物と同様に、同団体等への全数調査と農業経営体への標本経営体調査に変更	・ 適当と整理 (調査結果の正確性の向上等に寄与) 【答申案：4～5頁】
(4) 調査事項	①麦類の作付面積調査の変更 【答申案5頁：図3】 ※麦類において、えん麦及びらい麦の把握を廃止し、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）は、子実用（食用）のみの把握に変更	・ おおむね適当と整理 (報告者負担の軽減に寄与。利活用等の状況を踏まえた変更) ◆廃止予定のえん麦は、麦類の中で小麦に次ぐ作付面積であり、ほとんどが緑肥用（肥料用）として栽培されている中で、代替可能な行政データがないこと等から、引き続き緑肥用作付面積について把握する必要性を指摘【統計委員会修正案⇒答申案6頁：図4】【答申案：5～6頁】
	②飼肥料作物の作付面積調査の変更【答申案7頁：図5】 ※飼肥料作物において、肥料作物の把握を廃止し、3品目（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）及び飼料作物計の把握に変更	・ 適当と整理 (報告者負担の軽減に寄与。利活用等の状況を踏まえた変更) ◆今後、飼料作物の作付面積全体の状況については、本調査結果及び行政データから把握可能となることに鑑み、本調査結果の公表の際、参考として行政データを併載することが必要【答申案：7～8頁】

項目	変更内容等	答申案の概要
	③茶の収穫量調査の変更 【答申案8頁：図6】 ※茶について、茶種別の把握を廃し、茶期別の把握を年間計及び一番茶に変更	・ 適当と整理 (報告者負担の軽減に寄与。利活用等の状況を踏まえた変更) 【答申案：8～9頁】
(5) その他調査票の変更等	①調査票の統合等 【答申案23頁：別添6】 ※陸稲、麦類、かんしょ及び飼料作物の関係団体用調査票について、作付面積調査票及び収穫量調査票を統合	・ 適当と整理 (調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減、調査結果の正確性の確保等に寄与) 【答申案：9～10頁】
	②野菜指定産地用の調査票の作成等【答申案24頁：別添7】 ※関係団体用調査票について、新たに野菜指定産地用の調査票を作成し、指定産地名及び市町村名等をプレプリントした上で配布	・ 適当と整理 (報告者負担の軽減とともに、プレプリントによる誤記入・記入漏れ等を防止や正確な報告の確保等に寄与) 【答申案：10頁】
	③収穫量の増減要因等の把握様式の変更 ※関係団体用の調査票において、収穫量の増減要因等の把握様式を、記述方式から選択方式に変更	・ 適当と整理 (報告者負担の軽減とともに、調査票のより適切な審査等に寄与) 【答申案：11頁】
	④収穫量調査の「主な被害の要因」の変更 ※関係団体、精糖会社及び農業経営体用の調査票において、主な被害の要因を把握する選択肢に「鳥獣害」を追加	・ 適当と整理 (収穫量の増減要因のより詳細な把握が可能となり、増減要因の分析に寄与) 【答申案：11頁】
	⑤飼料作物の収穫量調査における各種変更 ※農業経営体用の調査票において、「栽培面積」の表記の「作付(栽培)面積」への変更等	・ 適当と整理 (より正確な情報の把握に寄与) 【答申案：11～12頁】
(6) 集計事項	○調査事項の変更等に伴う集計事項の変更	・ 適当と整理 (政策課題を検討する上で有用な情報の提供とともに、統計利用者のニーズにも対応) 【答申案：12頁】
2 前回答申における今後の課題への対応状況 ※統計審議会答申(平成19年2月)	①標本経営体に係る標本設計の検討	・ 適当と整理 (上記1(3)①関連) 【答申案：12頁】
	②調査に係る誤差情報の提供	・ 適当と整理 (平成20年度調査結果から、農林水産省ウェブページ等において、関係団体及び標本経営体に対する各作物別の調査に係る誤差情報(母集団の大きさ、標本規模、抽出率、有効回収数、有効回収率等)を提供) ◆標本設計の見直しにより、新たに目標精度、標準誤差率といった情報の提供が可能となることから、これまで以上に提供する誤差情報の充実を図ることが必要 【答申案：13頁】

《今後の課題》 今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。